

令和7年度都道府県医師会 医療事故調査制度担当理事連絡協議会

と き 令和8年2月20日（金）14:00～15:30

ところ 日本医師会より Web 配信

[報告：常任理事 縄田 修吾]

藤原日医常任理事の進行のもと、Web方式で開催された。医療事故調査制度は制度開始から10年目の節目を迎え、厚生労働省や医療安全調査機構から今後の制度の円滑な運用に向けた提言が示されており、最新の情報を報告することで、各医師会の活動の参考になれば、との趣旨で、当協議会の開催に至った。今回は情報提供を中心とした協議会となるが、次回以降、各地域での取り組みと実情を踏まえて協議できる内容を考えている。

冒頭、松本日医会長より、日ごろからの医療安全の取り組みへの御礼、当時さまざまな議論を踏まえて各界からの努力で生まれた医療事故調査制度は、事象が起きた医療機関自らが調査して原因究明と再発防止に取り組むという、医療関係者の高い専門性と倫理性に支えられた、世界的にみても稀な制度であること、医療機関の管理者、医師会担当役員、医師会担当職員それぞれの立場で情報を共有して、今後のさらなる医療安全の向上、患者と医療関係者の信頼関係の醸成、円滑な制度運営への尽力をお願いしたい旨の挨拶がなされた。

報告

①厚生労働科学研究「医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体による支援の機能的運用および質向上に向けた研究（研究代表者：細川秀一）」報告書について

藤原日医常任理事より、支援団体の役割と現状を含めて、医療事故調査制度の概要説明の後、以下の報告があった。

平成30年度・令和元年度厚生労働科学研究「医療事故調査制度における支援団体、連絡協議会の

実態把握のための研究」（研究代表者：城守国斗）による報告書（日医HP掲載）では、①制度の周知と利用の促進のために管理者を対象とした教育、研修、支援団体の相談体制の充実、②院内調査の手法に関する知見の共有として院内調査の資料、調査報告書の模擬事例の作成や蓄積、③院内調査に係る費用の目安や考え方の検討が、当時の課題として示され、これらの課題の確認と解決の場として中央協議会の活動を活性化することが重要と纏められている。

その後5年が経過し、支援団体の状況の変化が生じていることが予想されたため、医療事故調査を支援する支援団体等の取り組みが、医療機関が事例毎に適切な支援を受けられる体制になっているかと、提供される支援の質が確保されているかについて、現状を把握し、今後の支援の提供体制の一層の充実と質の向上を図ることを目的として、改めて令和5・6年度厚生労働科学研究「医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体による支援の機能的運用および質向上に向けた研究」として実施した。本研究では、1) 支援を安定して提供するためには支援する人材の確保が課題であること、2) 地方協議会が支援団体の情報を更新しつつ把握し、医療機関に情報提供・紹介する体制の構築が重要であること、3) 現状で支援団体が行っている多様な取り組みを支援団体間で共有し、各団体の自律的な活動の活性化につなげることも重要であること、4) そのためには中央協議会による支援団体相互の意見交換と情報共有が必要であることや、この10年で支援団体の中で人の異動などで支援できる環境に変化が生じている可能性もあり、支援団体について改めて確認することも必要ではないかと指摘された。

なお、二つの報告書全文については、日医 HP 掲載されているのでご確認いただきたい。

こうしたことを踏まえて、日本医師会の重点的な取組みとしては、支援団体相互の連絡調整のための当協議会を開催、医療機関管理者に向けたセミナーの充実に一層努めていくための医療事故調査制度「管理者実務者セミナー」(eラーニング)、支援団体統括者セミナーを開催する。

院内事故調査に役立つよう、日本医師会や日本医療安全調査機構など制度運営に直接関わる団体が作成した3つの資料、研修ワークブック院内調査のすすめ方(日本医師会、2016年初版)、院内調査の要点2024(医療安全対策委員会答申)、医療機関内の医療事故の機能的な報告体制構築のための手引き、の活用をお願いする。

②厚生労働省「医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会」報告書及び同報告書を踏まえた今後の対応について

厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・業務指導室の門野室長補佐から、1999年の患者取り違え事例をきっかけに、厚労省における医療安全の取組みが始まり、2001年に医療安全推進室を設置、2002年に医療安全推進総合対策を取りまとめられ、国として当面取り組む課題として一番に、医療機関における安全管理体制の整備の徹底が掲げられ、その後、制度創設に向けた議論を経て、2015年、医療法が一部改正されて医療事故調査制度が施行されたことについて概説があった。

医療機関における医療安全管理体制の整備のための施策が数多くあるが、医療機関での安全管理体制に関してPDCAサイクルを回す、というところで、指針の策定や研修、事故報告の義務付けが法律によってなされている。また、診療報酬等でも、医療安全の推進を行っており、例えば、医療安全対策加算とは、組織的な医療安全対策を実施している保険医療機関を評価する制度である。さらに、再発防止に資する情報提供については、医療事故情報収集等事業や、医療事故調査制度で医療事故調査支援センターにその役割を担っていた。

今般、これまでの医療安全に係る施策とその課題を整理し、対応策を検討することを目的に、医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会を5回行ったが、議論をとりまとめた報告書(令和7年12月22日医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会報告書)を、厚労省HPに公表しているので確認をお願いしたい。中でも、医療事故調査制度についての懸念事項として、その仕組みの把握と理解不足、医療事故の判断や院内調査の質にばらつきがあること、そもそも制度の趣旨を国民が十分把握していないこと等が指摘されており、これらに対する対応策を促進しているところである。

③日本医療安全調査機構「医療安全の更なる向上を目指す検討会」報告

一般社団法人日本医療安全調査機構(支援センター)の田原専務理事より、以下の報告があった。

支援センターの業務は、医療機関・遺族からの相談対応、センター調査、再発防止、研修実施である。相談の状況は、昨年9月の時点で18,977件、センター調査も300件近く相談を受けている。「再発防止に向けた提言」を計21号発行しており、警鐘レポートも都度公表している。研修として管理者実務者セミナーを行い、累計8,000名を超える方が受講している。

今回、10年目となる調査制度の業務運営の検証と今後の課題を明確にする目的で、第三者視点で、令和7年12月に「医療安全の更なる向上を目指す検討会」報告書を公表した。医療事故の判断支援の強化、病理解剖の意義や重要性の啓発活動を含めた院内調査支援の実施、再発防止策の普及啓発、制度の国民への周知、調査期間の短縮の提言、センター調査の透明性をはかるべくマニュアルの公開の検討(もちろん、架空事例として)等を、主な内容としている。

④令和7年度支援団体統括者セミナー

令和7年度は3月1日に日医を拠点にWeb形式で行う。医師会役員、基幹病院の長と安全管理の担当職員のほか、医師会事務職員も対象に含めている。制度の概要や取組み、支援団体の事例報

告を経て、提示されたテーマをもとにグループ討議とする。

質疑・要望

①支援団体のあり方について

埼玉県医師会 支援の依頼を受ける窓口を医療事故調査支援センターに一本化して、そこから各都道府県に支援事業を委託するといった方法を検討してはいかがか。

日医 支援センターは本制度では第三者機関としての位置付けで、身近な医師会が窓口となり、医療機関の実情を踏まえて支えていただくことが制度の本来の趣旨にかなうと考えている。

②「医療事故調査制度」という名称の検討

大阪府医師会 そもそも名称が制度の円滑な実施の妨げになっているので、名前を変更すべきではないか。

日医 これまでもさまざまに検討された経緯もあるが、今後名称変更の賛否の意見を伺い、適切に対処したい。

③医療過誤による医療事故が発生した時点での警察への連絡・相談について

山口県医師会 医療事故の再発防止に向けた提言第15号「薬剤の誤投与に係る死亡事例の分析」には、36の分析対象事例の概要が記載されており、どこの医療機関でも起こり得ると感じている。誤投与・過量投与により患者が急変し、心肺蘇生を行うも数日後に死亡に至った事例では、医療事故として医療事故・調査支援センターへ報告する

ことになるが、例えば、明らかな医療過誤による誤投与・過量投与によって患者が重篤な状態に陥った状況下で、施設内での報告・検証を踏まえて、家族の同意のもと警察へ相談をされる医療機関もある。実際の医療現場、とりわけ、これまで重大な医療事故の経験のない医療機関では、明らかな医療過誤による医療事故が発生した場合に、事故発生直後から警察への連絡・相談について悩まれる状況もあるかと思われるが、警察への連絡・相談の判断や要否について、助言をお願いしたい。

日医 医療過誤が明確な事案での警察への連絡相談についてどう考えるかとの質問をいただいた。ご承知のように、医療事故調査制度は医療事故への刑事・司法の過度な介入を避けることが制度創設の大きな動機となっていた。基本的な考え方としては過誤が疑われる場合であっても、まずは医学的に詳細な院内調査を行うことと併せて、第三者機関である医療事故調査支援センターに報告することをご遺族に説明し、本制度にのせていただくべきものと考えている。そうした観点からも、医療事故調査制度とその趣旨を広く医療者のみならず国民に周知理解していただく必要があると考え、その対応を国に対して求めており、この制度による院内調査の質を高めていくことが一層重要と考えており、それを支援する支援団体地方協議会の役割は大きいと考えている。

閉会

茂松日医副会長より閉会の挨拶をもって終了。

SOMPO
受け継ぐのは、人への思い。

東京の街を守るため結成された私設消防団「東京火災消防組」(1888年)

損保ジャパンのブランドストーリーはこちら ▶

損保ジャパン